

富山県公安委員会告示第49号

富山県公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務について

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表の6の項の上覧に基づく、富山県公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務は次のとおりとし、平成26年10月1日から施行する。

警備員等の検定等に関する規則第2条の表の5の項の上覧の規定による富山県公安委員会が認める交通誘導警備業務（平成18年富山県公安委員会告示第45号）は、廃止する。

平成26年4月1日

富山県公安委員会委員長 高橋 卓朗

路 線	区 間
1 国道8号	富山県の全域
2 国道41号	富山県の全域
3 国道156号	富山県の全域
4 国道160号	富山県の全域
5 国道415号	富山県の全域
6 主要地方道富山立山公園線	立山有料道路を除く富山県内の区域